

## 意見書

平成 22 年 11 月 25 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 22 年 10 月 26 日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

#### <ユニバーサルサービス制度の在り方について>

従前より弊社共から意見させて頂いているとおり、そもそも、国民負担を前提とした現行のユニバーサルサービス制度は望ましくなく、ただちにその在り方について抜本的な見直しを行うべきと考えます。すなわち、現行のユニバーサルサービス基金による補てんを前提とした議論にとどめるのではなく、国民負担なしでユニバーサルサービスを実現するための具体的方策を議論することが必要です。

現在、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」)において「光の道」の実現方策について議論されているところであり、弊社共は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)のアクセス回線部門の完全分社化(資本分離)を伴うアクセス回線会社の設立及び当該会社による税金ゼロでの光ファイバ全国整備(メタル全撤去)という方策を提案しています<sup>(※)</sup>。この方策により、通信インフラを最も効率的に整備可能であり、結果として、ユニバーサルサービス基金も不要になると考えられることから、弊社共提案内容について十分な議論を行い、国民の意見も踏まえて結論を得るべきと考えます。

※ 弊社共提案については、以下弊社共提案資料を参照願います。

「光の道の実現に向けて」(2010年8月23日)

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000078263.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000078263.pdf))

「光の道の実現に向けた新提案」(2010年10月25日)

([http://webcast.softbank.co.jp/ja/press/20101025/pdf/press\\_20101025.pdf](http://webcast.softbank.co.jp/ja/press/20101025/pdf/press_20101025.pdf))

「光の道の実現に向けて」(2010年11月9日)

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000088157.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000088157.pdf))

#### <今回の制度見直しについて>

今回の議論は、本年5月18日に発表されたタスクフォースの「『光の道』構想実現に向けて-基本的方向性-」(以下、「基本的方向性」という。)において「光の道」の実現に資する制度の見直しが求められたことに端を発し、その目的は、光ファイバ整備の促進や新規メタル整備の回避、将来的なメタル撤去とされています。

しかし、現状光IP電話が加入電話と同等料金水準で提供されていないことから、今回の答申案の内容にある光IP電話のユニバーサルサービス化を単独実施したとしても、NTT 東西殿はこれまで通りメタルの整備及び維持を継続しなくてはならない状況にあることから、実質的な制度の変

更の意義は見出せません。

従って、光 IP 電話をユニバーサルサービスの対象とするとともに、前述の NTT 東西殿の資本分離を伴うアクセス回線会社の設立、メタルの全撤去を併せて行うこと等により、アフォーダブルな料金の実現を担保することで、光ファイバ整備の促進等を図ることが急務であると考えます。

<その他>

「今後の移行の進展等に伴いさらに検討すべき課題」として挙げられているメタルアクセスのまま IP 網に收容される電話の扱いについては、基本的方向性に示される「将来的なメタル撤去」の促進を図る観点から、ユニバーサルサービスの対象に追加すべきではないと考えます。

以上